

チェックリスト No.1



【喫煙専用室設置における義務事項】

- 喫煙専用室内は喫煙のみとし、飲食等をさせていない。
※ 自動販売機等の設置も認められていません。
- 喫煙室出入口に「喫煙専用室標識」(喫煙することができる場所である旨、20歳未満立入禁止である旨が記載された標識)を掲示している。
- 施設出入口に「喫煙専用室設置施設等標識」(喫煙専用室が設置されている旨が記載された標識)を掲示している。
※ 様式は厚生労働省ウェブサイトからダウンロードが可能です。
- 喫煙場所へは利用者および従業員においても、20歳未満立入禁止としている。

〔標識例〕



チェックリスト No.2



【加熱式たばこ専用喫煙室設置における義務事項】

- 加熱式たばこ喫煙専用室は客席の一部とし、全部を喫煙室としていない。
※ 非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要です。
- 喫煙室出入口に「加熱式たばこ専用喫煙室標識」(加熱式たばこのみ喫煙することができる場所である旨、20歳未満立入禁止である旨が記載された標識)を掲示している。
- 施設の出入口に「加熱式たばこ専用喫煙室設置施設等標識」(加熱式たばこ喫煙専用室が設置されている旨の標識)を掲示している。
※ 様式は厚生労働省ウェブサイトからダウンロードが可能です。
- 喫煙場所へは利用者および従業員においても、20歳未満立入禁止としている。
- 広告または宣伝の際は、加熱式たばこ専用喫煙室設置であることを明示している。

〔標識例〕

